

浜松市西部清掃工場更新事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。)第 5 条の規定により、浜松市西部清掃工場更新事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について公表する。

令和 5 年 12 月 13 日

浜松市長 中野 祐介

浜松市は、本事業について民間の経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に準じた事業として実施することを予定している。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号)等に準じ、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、実施方針を定める。

浜松市西部清掃工場更新事業

実施方針

令和5年12月

浜松市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
V	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
別紙-1	事業スキーム図	23
別紙-2	予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表(案)	24
別紙-3	配置図	27

実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

本市	： 浜松市をいう。
本事業	： 浜松市西部清掃工場更新事業をいう。
本施設	： 本事業で更新する浜松市西部清掃工場を構成する施設をいう。
水泳場	： 本施設から余熱供給を行う「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO)」をいう。
水泳場次期事業	： 本市が令和6年2月に契約締結を予定している「第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO)運営維持管理事業」をいう。
PFI法	： 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
特定事業の選定	： PFI法第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
DBO方式	： Design(設計)、Build(建設)、Operate(管理運営)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
入札参加者	： 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
落札者	： 入札参加者のうち、審査の結果最優秀提案と認められた者をいう。
SPC	： 選定された入札参加者の構成企業が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special Purpose Company)をいう。
事業者	： 本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。選定された入札参加者の構成企業(落札者)及びSPCで構成される。
構成企業	： 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	： 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
構成員	： 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。
協力企業	： 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
建設事業者	： 本市と建設工事請負契約を締結する、本事業の設計業務を行う企業と本事業の建設業務を行う企業による共同企業体をいう。なお、締結相手が一者である場合は共同企業体を設立する必要はなく、その場合は設計・建設業務を行う企業単体をいう。
運営企業	： 本事業における管理運営業務をSPCから受託し担当する民間事業者を総称して又は個別にいう。
運搬企業	： 副生成物の運搬を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
資源化企業	： 副生成物の資源化を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
建築物の設計・建設を行う者	： 要求水準書(設計・建設編)第4章「土木建築工事」で示す建築物の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
プラント設備の設計・建設を行う者	： 要求水準書(設計・建設編)第3章「更新工場機械設備工事」で示す設備の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
特定事業契約	： 基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、運搬に係る三者契約及び資源化に係る三者契約をまとめた総称をいう。
基本協定	： 本市と落札者が、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	： 事業者の本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	： 本事業における設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	： 本事業における管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、本市とSPCが締結する契約をいう。

- 運搬に係る三者契約 : 本事業における運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、本市、SPC、運搬企業の三者が締結する契約をいう。
- 資源化に係る三者契約 : 本事業における資源化業務の実施のために、基本契約に基づき、本市、SPC、資源化企業の三者が締結する契約をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告において公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)をいう。
- モニタリング : 事業者が実施する整備及び管理運営の実施状況についての本市の監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

浜松市西部清掃工場更新事業

(2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

浜松市長 中野 祐介

(4) 事業の目的

本市では、平成17年5月より、「(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業」として、現在の西部清掃工場及び水泳場における整備及び管理運営事業をDBO事業として実施している。

老朽化が進んでいる現施設について、運営・維持管理期間を令和11年3月までとし、同一敷地内の更新用地に新たな一般廃棄物処理施設を整備する。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

また、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、将来にわたり安定したごみの適正処理を行い、隣接する水泳場に安定した余熱供給を行うことでエネルギーの地産地消を進める。

(5) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託するDBO方式とする。

イ 契約の形態

事業期間は、特定事業契約締結日より令和31年3月31日とする。

- ① 本市と事業者は、基本契約を締結する。
- ② 基本契約に基づいて、本市は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づいて、本市は、SPCと管理運営委託契約を締結する。
- ④ 基本契約に基づいて、本市は、SPC、運搬企業と、運搬に係る三者契約を締結する。
- ⑤ 基本契約に基づいて、本市は、SPC、資源化企業と、資源化に係る三者契約を締結する。

ウ 事業期間

事業の内訳及び期間は次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和11年3月まで(約4年)
- ・運営期間：令和11年4月から令和31年3月まで(20年)

エ 事業期間終了後の措置

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。事業者は、事業期間終了時に、本施設を、本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

また、本市が本事業終了後も本施設を継続して使用するために、事業者は、本市又は本市が指定する者に事業終了後も特定部品の供給に協力することとし、当該協力内容の詳細について、本市と協議を行うものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

① 設計・建設業務

- (ア) 設計業務(補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む)
- (イ) 建設業務(水泳場責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む)
- (ウ) その他関連業務(事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援)

② 管理運営業務

- (ア) 受付業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務(水泳場責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む)
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 物品・用役調達業務(用役のうち、電力の調達を除く)
- (カ) 運搬業務
- (キ) 資源化業務
- (ク) 余熱利用業務
- (ケ) 啓発業務
- (コ) 情報管理業務
- (サ) 関連業務

カ 本市が行う業務

① 設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣同意の取得、近隣対応(本市が行うべきもの)

- (イ) 一般廃棄物処理施設の設置届出
- (ウ) 生活環境影響調査手続き
- (エ) 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- (オ) 工事監理(モニタリング)の実施
- (カ) その他これらを実施するうえで必要な業務

② 管理運営に関する業務

- (ア) 売電及び買電
- (イ) 近隣対応(本市が行うべきもの)
- (ウ) 契約管理(モニタリング)の実施
- (エ) 一般廃棄物等の搬入
- (オ) 見学者対応の支援
- (カ) その他これらを実施するうえで必要な業務

キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

① 設計・建設業務に係る対価

本市は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

② 管理運営業務に係る対価

本市は、事業者が実施する管理運営業務(うち、運搬業務及び資源化業務を除く)に係る対価を、運営委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。なお、運営委託料は、固定料金と変動料金(搬入廃棄物量に応じて変動)で構成されるものとする。

運営委託料は、年に1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

③ 運搬業務に係る対価

本市は、事業者が実施する運搬業務に係る対価を、運搬委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。なお、運搬委託料は、変動料金(搬入廃棄物量に応じて変動)により支払う。

運搬委託料は、年に1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

④ 資源化業務に係る対価

本市は、事業者が実施する資源化業務に係る対価を、灰資源化委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。なお、灰資源化委託料は、変動料金(搬入廃棄物量に応じて変動)により支払う。

灰資源化委託料は、年に1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

⑤ その他の収入

有価物の売却代金は事業者の収入とする。

ク 余熱利用について

本施設で発生する熱エネルギーについては、有効利用を図るものとする。発電による電力は、まず本施設内で使用し、さらに水泳場へ供給を行うものとする。これらを行った後の余剰の電力については、本市が売主として売電を行うものとし、売電収入は本市の収入とするが、実売電量が提案売電量を超過した場合は、提案時との稼働条件の差異を考慮したうえで、超過分に係る売電収入の一部をインセンティブフィーとして事業者を支払う。支払方法の詳細は入札説明書等の公表時に示す。

蒸気は、水泳場に供給を行い有効利用するものとする。

なお、水泳場次期事業では、民間事業者が改修・維持管理・運営等を一体的に行うPFI(RO)方式を採用し、令和6年2月の契約締結、令和8年1月のリニューアルオープンを予定している。

ケ 買電について

本事業における電気事業者との買電に係る契約及び費用負担は本市が行う。ただし、実買電量が提案買電量を超過した場合は、提案時との稼働条件の差異を考慮したうえで、超過分に係る買電費用を委託料から控除する。控除方法の詳細は入札説明書等の公表時に示す。

コ 副生成物の取扱いについて

事業者は、本施設より発生した副生成物の全量の利活用を図るため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。また、有価物は、入札説明書等で示す条件にて本市から買い取り、自らの責任で売却等を行うこととし、売却代金は事業者に帰属する。

サ 本市が適用を予定している交付金について

本市は本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

(6) 事業のスケジュール（予定）

基本協定の締結	令和 6 年 12 月
特定事業契約の仮契約締結	令和 7 年 1 月
特定事業契約の本契約締結	令和 7 年 2 月
設計・建設期間	特定事業契約締結日～令和 11 年 3 月 31 日
運営期間	令和 11 年 4 月 1 日～令和 31 年 3 月 31 日

(7) 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をDBO事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にあるときには、公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、総合評価一般競争入札方式(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により事業者を選定するものとする。なお、本事業は、WTO政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書)の対象事業であり、入札手続きには地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は次のとおりとする。

令和5年12月13日(水)	実施方針及び要求水準書(案)(以下「実施方針等」という。)の公表
令和5年12月13日(水)～ 令和6年1月9日(火)	実施方針等に対する質問・意見の受付
令和6年2月6日(火)	実施方針等に対する質問・意見への回答
令和6年3月下旬	特定事業の選定・公表
令和6年4月上旬	入札公告(入札説明書等の公表)
令和6年5月上旬	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
令和6年5月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回)
令和6年6月上旬	参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付
令和6年6月下旬	資格審査結果の通知
令和6年6月下旬	現場説明会の開催
令和6年7月上旬	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
令和6年8月上旬	入札説明書等に関する質問回答の公表(第2回)
令和6年9月上旬	入札提案書類(入札書、提案書等)の受付
令和6年12月	落札者の決定・公表
令和6年12月	基本協定の締結
令和7年1月	特定事業契約の仮契約締結
令和7年2月	特定事業契約の本契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和5年12月13日(水)～令和6年1月9日(火)午後5時

② 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書(別紙-4)に必要事項を記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 形式)を添付し、①受付期間に記載する期間内に、浜松市環境部廃棄物処理課に送付して提出すること。

イ 実施方針等に対する質問・意見及び質問への回答の公表

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、令和6年2月6日(火)より、浜松市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、DBO事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和6年3月頃に公表する。

エ 入札公告

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、入札説明書等を公表する。

オ 入札公告以降について

入札公告以降の手続きについては、入札説明書等に示す。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

ウ 設計・建設業務において、プラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。また、管理運営業務において、SPCから直接、「運転管理業務」及び「維持管理業務」のうち、主たる業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

- エ 入札参加者は、プラント設備の設計・建設を行う者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、SPCの最大の出資者とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、運搬企業及び資源化企業については、この限りでない。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

応募者の構成企業には、本施設の設計・建設、管理運営の各業務を行う者として、以下のアからオの各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたる事が可能である。

- ア 本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、複数の参加者で次の全ての要件を満たすこと。また、本施設の建築物の建設を行う者のうち、少なくとも1者は③～⑦を満たすこと。
 - ① 本施設の建築物の設計を行う者にあつては、全ての者が本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿(建設工事関連業務委託 業種:建築関係コンサルタント)に登載されている者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
 - ② 本施設の建築物の設計を行う者にあつては、全ての者が建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ③ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、全ての者が本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿(建設工事 業種:建築一式工事)に登載された者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

- ④ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、全ての者が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による特定建設業(建築一式工事)の許可を取得していること。
 - ⑤ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、少なくとも 1 者は、入札参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
 - ⑥ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、少なくとも 1 者は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設(平成 25 年 4 月以降に稼働した施設に限る。)で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の納入実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
 - ⑦ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、少なくとも 1 者は、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、複数の参加者で次の全ての要件を満たすこと。また、少なくとも 1 者は①、③、⑤、⑥、⑦を満たすこと。
- ① 平成 25 年 4 月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、1年以上稼働している施設とする。)のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績を元請として 2 件以上(震災等の仮設焼却施設の納入実績は除く。)有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
 - ② 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ③ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業(清掃施設工事業)の許可を受けていること。
 - ④ 本市の令和 5・6 年度入札参加資格者名簿(建設工事関連業務委託 業種:建築関係コンサルタント)に登載されている者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

- ⑤ 本市の令和 5・6 年度入札参加資格者名簿(建設工事 業種:清掃施設工事)に登載されている者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- ⑥ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- ⑦ 入札参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

ウ 運営企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、「運転管理業務」を担う者は①、③を満たし、「運転管理業務」又は「維持管理業務」を担う者が②を満たすこと。また、③は全ての者が満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(震災等の仮設焼却施設は除く。)で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)における 1 年間以上の運転管理実績を元請として有すること。
- ② ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後 2 年間以上配置できること。
- ③ 本市の令和 5・6 年度入札参加資格者名簿(業務委託 業種:施設運転操作管理業務委託)に登載された者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

エ 運搬企業は、次の全ての要件を満たすこと。複数の者で参加することも可能とし、その場合には、全ての者が①～③を満たすこと。

- ① 本市の令和 5・6 年度入札参加資格者名簿(業務委託 業種:廃棄物関係業務委託(収集・運搬))に登載された者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

- ② 運搬業務を実施するために必要十分な施設(副生成物を運搬するための車両等)を所有していること。
- ③ 運搬業務を実施するために必要な許認可(一般貨物自動車運送業許可、一般廃棄物収集運搬業許可※)を取得していること。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条に基づき、本市の許可は不要だが、本市外への運搬を行う場合は管轄する市町村長の許可が必要

オ 資源化企業は、次の全ての要件を満たすこと。複数の者で参加することも可能とし、その場合には、全ての者が①～③を満たすこと。

- ① 本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿(業務委託 業種:廃棄物関係業務委託(処理業務))に登載された者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- ② 副生成物の資源化施設(セメント原料化施設等)について、1年間以上の運転実績を有すること。
- ③ 副生成物の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可(一般廃棄物処理施設設置許可、一般廃棄物処分業許可※)を取得していること。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3に基づき、本市の許可は不要だが、本市外での資源化を行う場合は管轄する市町村長の許可が必要

(3) 入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ PFI法第9条の規定に該当する者。

ウ 本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿に登載されていない者。なお、本市財務部調達課に定められた様式により、入札参加資格確認申請書等の受付最終日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者については、この限りでない。

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者。

- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- ク 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中である者。
- サ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者。
- シ 国税又は地方税を滞納している者。
- ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- セ 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。
- パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - 日比谷パーク法律事務所

ソ 本事業の評価を行う「西部清掃工場更新」における浜松市PFI等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

タ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く)。

- 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
- 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認基準日は入札参加資格確認申請書等の受付最終日とする。

イ 参加資格確認基準日から入札提案書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1 ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業(以下「残存企業」という。)のみで入札参加者の再構成を本市に申請し、入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。(この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。)

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ウ 入札提案書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記イと同様とする。「入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合」は、「落札者決定日までに本市が認めた場合」に読み替える。

エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までの間に、落札者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は当該構成員又は協力企業を含む落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、落札者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、残存企業のみで落札者の再構成を行うことができるものとし、本市は変更後の落札者と仮契約を締結できるものとする。

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たして

いることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、本市は当該落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除する。

(5) 入札参加資格登録されていない者の参加

3(2)の参加資格要件で定める本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿に登載されていない者が、構成員又は協力企業として入札参加を希望する場合には、本市財務部調達課に定められた様式により、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録されること。

(6) SPCの設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、SPCを設立すること。SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、SPCの本店所在地については、事業期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。

イ SPCの目的は、本事業の運営業務を実施するもののみであること。

ウ SPCへの出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。

エ 全ての出資者は、特定事業契約終了までSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 「西部清掃工場更新」における浜松市PFI等審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者及び本市の職員で構成される審査委員会において行う。審査委員会は、以下の学識経験者、専門家及び本市の職員の8名で構成される。なお、落札者の決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	山口 直也	(青山学院大学大学院教授)
副委員長	荒井 喜久雄	((公社)全国都市清掃会議技術指導部長)
委員	佐古 猛	(静岡大学創造科学技術大学院特任教授)
委員	高平 めぐみ	(静岡県弁護士会弁護士)

委員 花嶋 温子 (大阪産業大学准教授)
委員 石切山 真孝 (本市財務部長)
委員 袴田 智久 (本市カーボンニュートラル推進事業本部長)
委員 山田 英二 (本市環境部長)

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査では、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書等について参加資格要件の具備を確認する。

イ 提案審査

提案審査では、あらかじめ設定した「落札者選定基準」に従って、審査委員会において入札提案書類等について入札価格と提案内容を総合的に評価し、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札説明書と同時に公表する「落札者選定基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙-2 に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、特定事業契約に基づき、事業者が実施する本施設の管理運営について、提供される業務水準を確認するため、モニタリングを行う。

本市の実施するモニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約書で定める。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

(1) 所在地

静岡県浜松市西区篠原町 26098 番地の 1

(2) 敷地面積

66,960 m²(現施設を含む)

(3) 都市計画事項

ア 都市計画区域	区域内
イ 区域区分	市街化調整区域
ウ 用途地域	指定無し
エ 建ぺい率	60%+10%以下(建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号)
オ 容積率	200%以下
カ 日影規制	敷地境界線からの水平距離が 5~10m 以内の範囲:4 時間以内 敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲:2.5 時間以内 平均 GL からの高さ 4m
キ 緑地率	20%以上(屋上・壁面を除く)、環境施設率 25%以上
ク 道路高さ制限	勾配 1.5 倍以下
ケ 隣地高さ制限	立ち上がり 31m 勾配 2.5 倍以下

2 建物等の概要

(1) 本施設の概要

ア 施設の種類	ごみ焼却処理施設
イ 処理対象物	可燃ごみ、衛生工場し渣、衛生工場沈砂、衛生工場汚泥、 下水道し渣、下水汚泥、脱水汚泥、災害廃棄物
ウ 処理方式	ストーカ式(副生成物の全量資源化)
エ 処理能力	417t/24h(139t/24h×3 炉)
オ 余熱利用	蒸気、電気

(2) 対象施設

ア 更新工場(ごみ焼却処理施設)	
イ 管理棟	
ウ 計量棟	
エ 洗車棟(いずれかの施設と合棟とし「洗車場」とすることも可とする。)	
オ 休憩棟	
カ 調整池	
キ 駐車場	

- ク 構内道路
- ケ 資源物回收集積コーナー
- コ 水泳場への余熱供給配管及び電気供給配線(責任分界点まで)
- サ その他(植栽、門・囲障等)

V 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約において規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- ウ 前号 2 号の規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、本市又は事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない予定である。

2 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない予定である。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない予定である。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、特定事業契約について、本市議会の議決を経るものとする。

2 情報提供及び情報公開

本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は関係法令等に基づき行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

浜松市 環境部 廃棄物処理課 西部清掃工場グループ

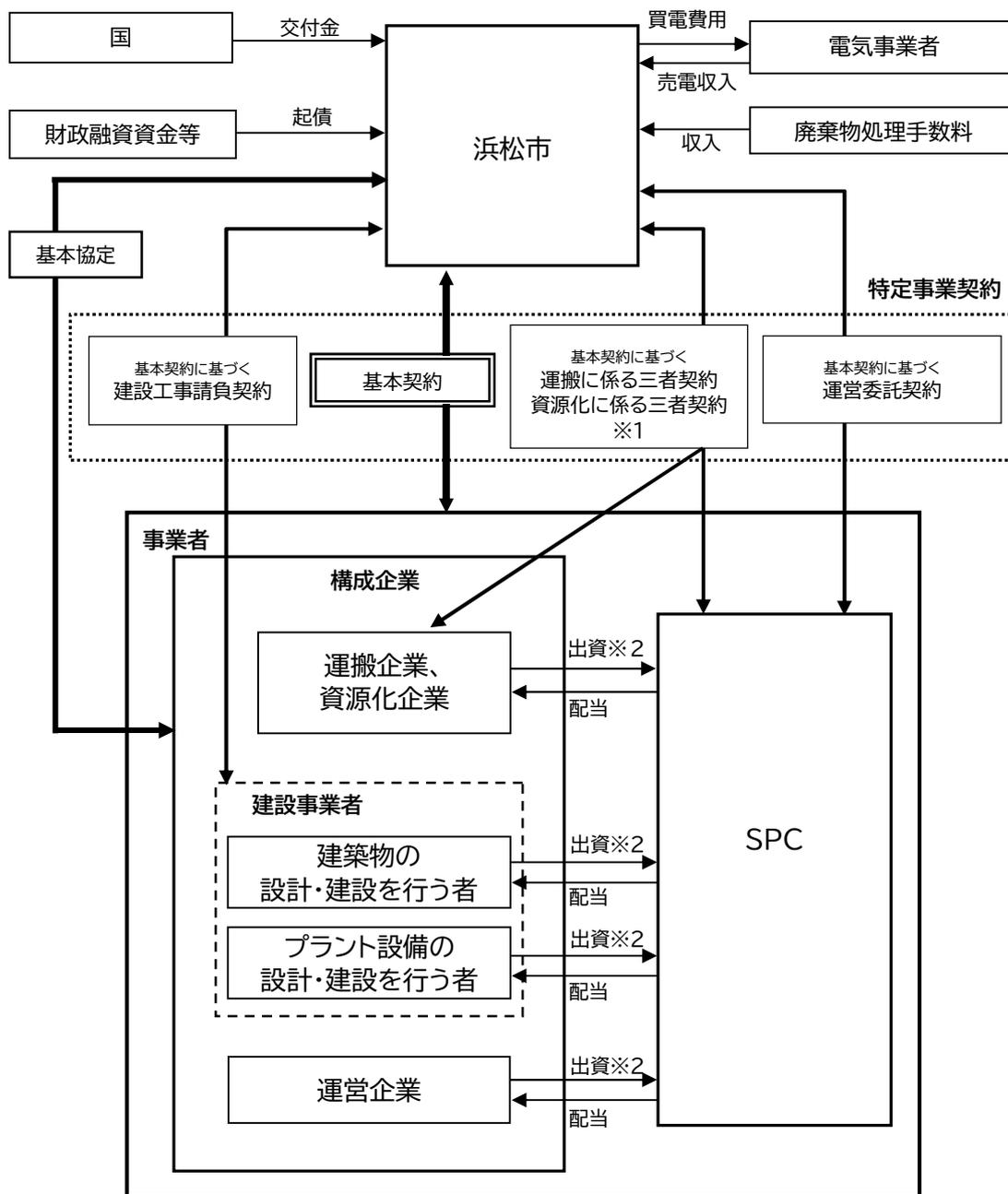
〒432-8023

浜松市中区鴨江三丁目1番10号

電話 053-453-6196

E-mail shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別紙-1 事業スキーム図



※1 本市・SPC・運搬企業は「運搬に係る三者契約」を、本市・SPC・資源化企業は「資源化に係る三者契約」を締結する。

※2 構成企業のうち、設計・建設業務において、プラント設備の設計・建設を行う者、管理運営業務において、SPCから直接、「運転管理業務」及び「維持管理業務」のうち、主たる業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。これら以外の者については協力企業としての参加も認める（協力企業として参加する場合、SPCへの出資は不要）。

別紙－２ 予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表(案)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
	入札図書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない等	○	
		事業者の事由により契約が結べない等		○
		上記以外の場合(議会で承認されなかった場合を含む)	○※1	○※1
共通	法令等の変更リスク	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の新設・変更	○	
	政策変更リスク	本市に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	許認可リスク	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○
		上記以外のもの	○	
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○
上記以外のもの				○
第三者賠償リスク		本市の事由による事故等によるもの	○	
	上記以外のもの		○	
環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○	
物価変動リスク	施設の供用開始前の物価変動による事業費変動	△※2	△※2	
	施設の供用開始後の物価変動による事業費変動	△※2	△※2	
事業の中止・変更・遅延に関するリスク	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロその他の人為的な現象のうち、本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事象で、本市又は事業者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないもの	△※3	△※3	
債務不履行リスク	本市による債務不履行	○		
	事業者による債務不履行		○	
性能リスク	要求水準の未達(施工不良を含む)		○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
設計段階	設計費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による設計費の増大によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	設計遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による設計遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査の不備によるもの	○	
		事業者が実施した測量・調査の不備によるもの		○
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による工事費の増大によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による工事遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	運営段階	運営費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による運営費の増大によるもの	○
上記以外の要因によるもの				○
運営開始遅延リスク		本市の指示、提示条件の不備・変更による運営開始の遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
ごみ質の変動		搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動	△※4	△※4
ごみ量の変動		搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動	△※5	△※5
不適物混入リスク		搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	○	
		事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことによるもの		○
余熱供給リスク		事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことによる余熱供給の変動及び停止に関するもの		○※6
		水泳場側の余熱利用設備不良等、上記以外の事由による余熱供給の変動及び停止に関するもの	○	
契約不適合リスク	特定事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の契約不適合		○	
施設損傷リスク	本市の事由による施設の損傷	○		
	上記以外の事由による施設の損傷		○	
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

- ※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- ※2 基本的には本市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。詳細は入札説明書等の公表時に示す。
- ※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。詳細は入札説明書等の公表時に示す。
- ※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動について事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者との協議とする。
- ※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者との協議とする。
- ※6 水泳場次期事業において、余熱供給の変動及び停止により水泳場のバックアップ熱源が使用された場合、本市から水泳場事業者に代替燃料相当額を支払う予定であり、当該費用について事業者に請求する可能性がある。

別紙-3 配置図

1 計画地及び現在の西部清掃工場の状況



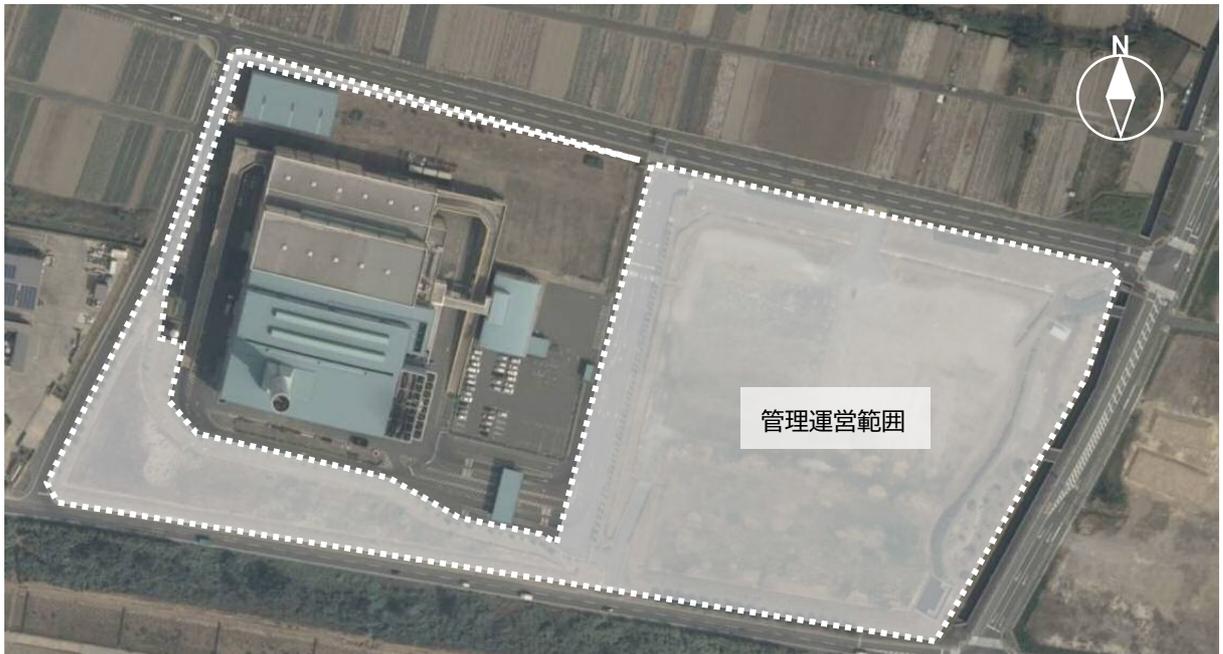
Copyright (c) NTT空間情報 All Rights Reserved

2 設計・建設業務の範囲



Copyright (c) NTT空間情報 All Rights Reserved

3 管理運営業務の範囲



Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved